

各種障害者手帳の交付

問 福祉課☎40-2384・鬼石総合支所 鬼石振興課☎52-3111

各種福祉制度を利用するには、以下の手帳が必要になります。手帳は申請により交付されます。

種類	内容
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、HIVによる免疫機能、肝臓機能に永存する障害がある人に対して交付されます。障害の程度により、1級から6級に区分されます。
療育手帳	知的障害がある人に交付されます。障害の程度により、重度は「A」、中軽度は「B」と表示されます。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害がある人で、精神科の治療を6カ月以上継続している人、または障害年金（精神）を受給している人。障害の程度により1級から3級に区分されます。

主な障害福祉制度

問 福祉課☎40-2384・鬼石総合支所 鬼石振興課☎52-3111

事業名	内容	対象者
NHK受信料の減免	所持する障害手帳の程度や課税状況によってNHK放送受信料の減免が受けられます。福祉課で減免申請書に証明を受けて、NHK前橋放送局へ郵送で申請してください。 ◇問い合わせ NHK前橋放送局（☎027-251-1714）	〈全額免除〉 ・障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税（半額免除） ・世帯主が視覚または聴覚に障害があり、かつ放送受信契約者 ・世帯主に重度の障害があり、（身体障害1・2級、知的障害A、精神障害1級）かつ放送受信契約者
福祉タクシー券の交付	タクシー料金の一部を補助します。1枚あたり500円の福祉タクシー券を年間最大36枚（3枚/月）交付します。施設入所中の人には交付できません。	藤岡市在住の、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者で、自動車税または軽自動車税の減免を受けていない人（自動車税または軽自動車税の減免を受けている人がいる世帯に属する人は対象外）
有料道路通行料の減免	本人または親族が所有する乗用車などを対象に有料道路通行料の減免が受けられます。	自分で運転する場合→身体障害者手帳所有者 介護者が運転する場合→重度の身体障害がある人または重度の知的障害がある人 ※この制度の重度の障害がある人とは、旅客運賃割引規則「第1種」障害者と同じです。手帳を確認してください。
思いやり駐車場利用証の交付	「思いやり駐車場」として登録いただいている商店や官公庁の駐車場に駐車する際に掲示する「思いやり駐車場利用証」を交付します。	身体障害がある人（障害程度により） 知的障害がある人（A判定の療育手帳所持者） 精神障害がある人（1級の精神障害者保健福祉手帳所持者） 高齢者（介護保険の要介護状態が要介護1～5の人） 難病患者（特定疾患受給者） 妊産婦（妊娠7カ月から産後6カ月の期間）
手当・見舞金支給	特別障害者手当、障害児福祉手当、腎臓機能障害者等通院交通費補助、難病患者見舞金の支給	詳しくは福祉課へお問い合わせください。

主な障害者総合支援法・児童福祉法のサービス

問 福祉課☎40-2384

障害者総合支援法や児童福祉法のサービスを受けるには事前に申請が必要です。対象者の心身の状態・生活の様子などにより利用できるサービスや支給量が異なります。また、サービス利用に伴う自己負担は、原則サービス利用料金の1割となります。なお、介護保険が適用になる人は介護保険のサービスが優先となります。

サービスの種類	内容	主な対象者
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、家事および通院などが困難な障害のある人などにヘルパーが支援を行います。	身体・知的・精神障害がある人、難病患者
共同生活援助	グループホームにおいて、共同生活を行いながら日常生活の支援を行います。	
生活介護	日中の入浴、排せつおよび食事などの介護や創作的活動などの支援を行います。	
就労移行支援	就労を希望する障害のある人などに生産活動や職場体験などの支援を行います。	
就労継続支援	就労することが困難な障害のある人などに生産活動やその他の機会の提供などの支援を行います。	身体・知的障害がある人、難病患者
短期入所	冠婚葬祭などで、家族が障害のある人などを自宅で看られないとき、一時的に施設で支援します。	
施設入所支援	自宅での生活が困難な障害のある人などの日常生活支援を障害者支援施設で行います。	
補装具費	身体の失われた部位、障害のある部分を補って、必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具の交付または修理の費用を支給します。	身体障害がある人
自立支援医療	障害を軽減するための治療や精神疾患の通院治療に関わる医療費の負担軽減を行います。	身体・精神障害がある人
地域生活支援事業	相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業 など	身体・知的・精神障害がある人、難病患者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練などの支援を行います。	未就学の障害がある児童
放課後等デイサービス	授業の終了後や休日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。	就学中の障害がある児童

障害者支援施設 かなの里

藤岡市MAP 02図 D-2

ひとりひとりのより心豊かな生活の向上と暮らしやすい地域づくりをめざす

かなの里

社会福祉法人かなの里は、知的障害者支援施設「かなの里」を核に、通所、相談、就労支援、GH等幅広く地域のニーズに応えようとしています。

■藤岡市下栗須887-1
■TEL:0274-24-5885
■FAX:0274-24-6855
■URL:https://kanna-kai.com/kannanosato.html

あり



放課後等デイサービス

藤岡市MAP 04図 C-4

発達支援通所サービス

放課後等デイサービスせいびあ

発達に不安を感じたら、ご相談下さい。小学1年～高校3年まで送迎致します。利用時間相談致します。

■藤岡市藤岡3174番地
■TEL:0274-50-4528 ■FAX:0274-50-4528
■営業時間/平日:学校終了時刻～18時、土曜・長期休暇:10時～16時 ■定休日/日曜・祝日・12/29～1/3
■URL:https://www.houdayseibia-hattatsusien.com ■E-mail:878711878@kyj.biglobe.ne.jp

あり(ゆったり停められます)

介護、障害福祉サービス

藤岡市MAP 03図 C-4

あなたにとっての居心地の良い場を・・・

(株)コンフォートプレイス

小学生から高齢者まで
その方の想いに触れ、「住まい・活動・社会参加」を支援します。

■藤岡市藤岡1415-1
■TEL:0274-23-8400 ■FAX:0274-23-8456
■営業時間/8:30～17:30 ■URL:http://comfort-p.com
■E-mail:comfortplace@comfort-p.com 株式会社コンフォートプレイス

あり(各施設5台程度)

介護保険の被保険者

問 介護保険課 ☎ 40-2292

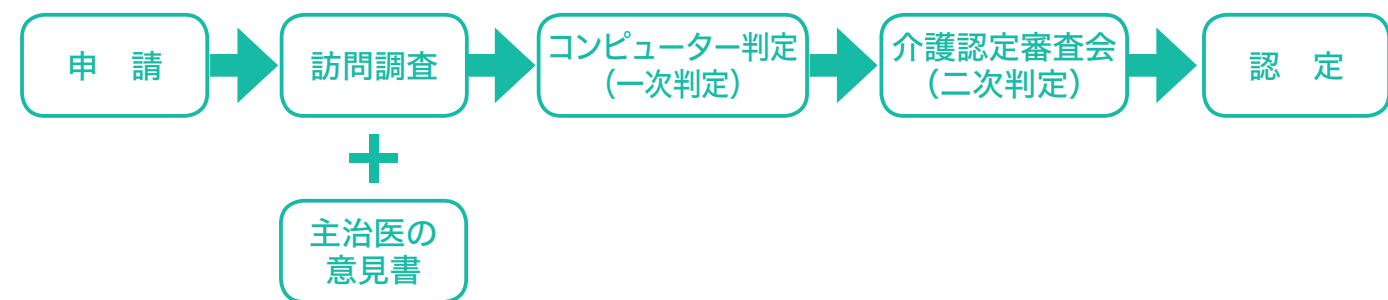
項目	第1号被保険者	第2号被保険者
年齢区分	65歳以上の人	40歳から64歳までの医療保険に加入している人
サービスが利用できる人	介護が必要と認定された人	老化が原因とされる特定疾病（16種類の疾病）により介護や支援が必要とされた人
被保険者証の交付	65歳に到達する月初に交付されます。	要介護認定を申請し、要介護（要支援）と認定された場合に交付されます。

介護サービスを利用するには

問 介護保険課 ☎ 40-2294 ・ 鬼石総合支所 鬼石振興課 ☎ 52-3111

介護サービスを利用するときは、市町村から、「介護が必要」と認定されることが必要です。
要介護認定の申請に基づき、介護を必要とする度合いを決定します。

〈要介護認定の流れ〉



○認定の結果は要支援1～2、要介護1～5、非該当（自立）に分けられます。

介護が必要な度合いが軽い方から、要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5の7段階に分けられます。また、介護の必要が極めて低いと判定された場合は非該当（自立）に認定されます。

認定された要介護状態区分に応じて、受けられる介護サービスの種類やサービス費用の上限額（支給限度額）などに違いがあります。

利用できる介護サービス

問 介護保険課 ☎ 40-2292

サービスの分類	サービスの概要	サービスの種類
在宅介護（予防）サービス	・ 居宅介護支援事業者などに依頼し、ケアマネジャーに相談しながら「ケアプラン」を作成します。ケアプランは利用者の現状に合わせて、適切な介護サービスを利用するためのプランです。 ・ 介護サービスは実際にかかる費用の1割～3割の利用者負担でサービスを利用でき、残りは介護保険が負担します。ただし、介護保険の負担には上限額が決められていて、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。	訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給、特定施設入居者生活介護
施設サービス	・ 介護が中心か治療が中心かなどによって、入所する施設を選択します。入所の申し込みは施設に直接行い、事業者と契約します。 ・ 要支援1・2の人は施設サービスを利用できません。うち、要介護1・2の人は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を利用できません。 ・ 施設に入所した場合の利用者負担は、サービス利用者負担分（1割～3割）のほかに、居住費・食費・日常生活費が利用者負担になります。	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護医療院
地域密着型サービス	住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として、他の市町村のサービスは受けられません。	小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

介護保険料

問 介護保険課 ☎ 40-2292

一人一人の保険料は介護保険の大切な財源です。40歳以上の全員が納めることになっています。介護保険にかかる費用全体（利用者負担を除く）の内、50%は公費で負担し、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者で負担することになります。

第1号被保険者 (65歳以上)	3年ごとに見直され、該当する3年間の介護サービス費用の見込みに基づいて保険料が決められます。さらに、基準額をもとに、所得の低い人に過重な負担とならないよう、所得に応じて保険料が決められています。第1号被保険者の保険料の納め方は2種類に分かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の人は原則として年金から天引きされますが、それ以外の人は市から送られる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。
第2号被保険者 (40歳～64歳)	加入している国民健康保険や社会保険などの医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療保険料と一括して納めます。

サービス付き高齢者向け住宅
みかぼの郷

私たちは「入居者様を笑顔にするため」に介護します。

- ◇ 日中は看護師3～4人常駐、安心の介護サービスを提供
- ◇ 施設内調理で季節感あるお食事を提供
- ◇ デイサービス併設
- ◇ 提携病院による医療サポート
- ◇ 全34室完全個室、24時間体制
- ◇ 入居金0円

〒375-0021 群馬県藤岡市小林698-1 (MAP 04 図 D-4)

TEL. 0274-50-6100

藤岡 みかぼの郷

QRコードを読み込んでホームページをご覧ください



介護福祉施設

安心・安全・格安プラン
住宅型有料老人ホーム メゾンかえで

併設有 365日デイサービスを利用可
笑顔で過ごせる生活の場をご提供致します

■藤岡市高山1703-1
■TEL:0274-22-0130 ■FAX:0274-22-0919
■営業時間/8:30～17:30 ■定休日/年中無休
■E-mail:meipurubalkouen@yahoo.co.jp

藤岡市MAP 07図 D-1

P あり

アットホーム尚久 上大塚

お問い合わせ **070-1188-7935**

藤岡市上大塚437-1 (MAP 3 図 C-4)

細谷グループ 医療法人民善会

在宅支援サービス

問 介護保険課 ☎ 40-2294

市独自に、在宅で生活をしている高齢者を対象とした、さまざまなサービスを実施しています。

藤岡市在宅支援サービス一覧

項目	内容	対象者	利用者負担
紙おむつ等給付サービス	指定業者が紙おむつなどを配送します。	在宅の要介護認定者で、失禁があり常時おむつが必要な人	無し
配食サービス	対象者の状況に応じて週2回まで昼食を自宅まで配達するとともに、安否確認も行います。	65歳以上の独居または高齢者世帯で、要支援・要介護認定を受けており、利用が必要と認められる人	1食 400円
理美容サービス	在宅高齢者への出張理美容料金に対し、1回3,000円の補助を年4回まで行います。	在宅の要介護認定を受けている人で歩行や移乗ができず、外出困難となっている人	1回の理美容代金が3,000円を超えた場合は利用者の負担となります。
緊急通報装置設置サービス	指定業者が緊急通報装置を貸与します。	心疾患などの緊急性の高い持病がある在宅の人で、独居または高齢者世帯であり、75歳以上もしくは、要介護・要支援認定を受けている人	介護保険料の段階により、月0円～300円
高齢者生活支援短期入所サービス	養護老人ホームなどにおいて、高齢者の短期宿泊を補助します。	在宅の要介護・要支援認定を受けていない高齢者で、養護者の病気、出産、冠婚葬祭などの理由により、一時的に短期宿泊の必要があると認められる場合や、基本的な生活能力を欠くひとり暮らしの高齢者が体調不良などにより一時的に養護する必要がある場合	介護保険料の段階により1日当たり690円～2,090円
介護慰労金の支給	1年間在宅でねたきりの高齢者を介護した人に対し「介護慰労金」を支給します。	1年間を通じて、施設入所や一定期間以上の入院・短期入所などが無い要介護4以上の高齢者を介護している人。または1年間を通じて、介護サービスの利用および入院などが無い要介護3以上の高齢者を介護している人	—
日常生活用具給付サービス	自動消火器購入費の補助、電磁調理器購入費の補助、火災警報器の購入費補助を行います。	65歳以上の独居または高齢者世帯で、心身や認知機能の低下がみられる人	介護保険料の段階により0円または購入費の50%
徘徊高齢者支援給付	認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる装置を利用する家族に対し、その費用の一部を給付します。	要介護・要支援認定を受けている人で、認知症による徘徊がある人	給付対象となるのは、加入料金と付属品のみで、月々の利用料は利用者の負担となります。
介護相談員の派遣	介護保険のサービスを利用している人たちの不満や疑問点にきめ細かく対応するため介護相談員を施設などのサービス事業者に派遣します。	—	—

地域包括支援センター

問 元気長寿課 ☎ 40-2287

「地域包括支援センター」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送るために、その人に応じた介護、福祉、健康、医療など、さまざまなサービスが受けられるように、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーがチームとして総合的に支援することを目的とした地域の拠点です。

〈地域包括支援センターの役割〉

①総合相談支援

介護に関する相談や悩み、健康や医療、福祉や生活に関する相談に対応します。

必要に応じ適切なサービス機関・制度を利用するための支援を行います。

②介護予防ケアマネジメント

要介護認定により、要支援1・要支援2と判定された人の介護予防ケアプランを作成します。

また、事業対象者のケアプランを作成し、介護予防を推進します。

③権利擁護

高齢者のみなさんのさまざまな権利を守ります。

成年後見制度の紹介や虐待の早期発見と防止に努めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント

地域のケアマネジャーの支援・指導やさまざまな機関とのネットワークを構築し、高齢者のみなさんにとって暮らしやすい地域づくりに努めます。

在宅介護支援センター

問 元気長寿課 ☎ 40-2287

地域包括支援センターと協力し、高齢者の身近な相談窓口として、介護保険制度や保健福祉サービスの利用支援を行います。

名称	住所	電話番号	担当地区
藤岡市在宅介護支援センター ふじの里	中大塚 880	24-6671	美土里 41～45区、47区 平井 全域
藤岡市在宅介護支援センター 藤岡みどり	篠塚 104-8	20-1377	藤岡 1～4区、11区、14区、15区 美土里 46区
藤岡市在宅介護支援センター 音和の園	藤岡 2874-2	24-5280	藤岡 16～19区 美九里 全域

藤岡市在宅介護支援センター 栗須	中栗須 531	22-6478	小野 全域
藤岡市在宅介護支援センター 岡の郷	岡之郷 12-4	40-3355	藤岡 20区 神流 全域
藤岡市在宅介護支援センター まほろば	藤岡 1019-2	40-2022	藤岡 5～10区、12区、13区 日野 全域
藤岡市在宅介護支援センター 鬼石	鬼石 139-1	52-4843	鬼石 全域

藤岡市認知症初期集中支援チーム

問 元気長寿課 ☎ 40-2287

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症の早期診断・早期対応が大切です。家族だけでの対応が困難な場合、認知症専門病院のスタッフで構成された『認知症初期集中支援チーム』がお手伝いします。

認知症が疑わしいが受診しつづける、認知症の症状が強く介護や対応に困っている、認知症の診断を受けたが継続受診につながらない等の困りごとがある場合はご相談ください。

医療と介護の連携

問 元気長寿課 ☎ 40-2287

医療が必要な人も安心して在宅で過ごせるよう、病院から在宅療養への切れ目ない医療と介護の提供を支援します。

訪問診療してくれるお医者さんを知りたい、病気の家族を在宅でみるのは不安、急変時の対応について考えておきたい等の困りごとがある場合はご相談ください。

虹の家

太陽の家

すがお

同じ敷地内の快適施設

EIKOH GROUP

〒375-0011 群馬県藤岡市岡之郷1166-1 (MAP 02 図 E-2)
TEL.0274-50-8558 <https://nijitotaiyoh.com>
事業主体：株式会社栄光製作所

藤岡ICから約5分!

住宅型有料老人ホーム 藤岡市MAP 06図 D-1

笑顔で暮らせる日々を支えるために全力でサポート!

すまい～る藤岡・すまい～る藤岡別館

笑顔で過ごして頂ける様にお客様の生活を支援します。
ご自宅同様の居心地の良い空間となるように積極的にサポートします。

■藤岡市中島90-1 ■TEL:0274-25-8880 ■FAX:0274-25-8895
■URL:<https://smilecare-inc.co.jp/>
■事業主：スマイルケア株式会社 TEL:027-326-7095

P あり



介護予防・日常生活支援総合事業

問 元気長寿課 ☎ 40-2809 ・ 鬼石総合支所 鬼石振興課 ☎ 52-3111

令和 4 年 11 月時点 ※最新の情報は市のホームページで確認してください

筋力トレーニング教室

	会場名	行政区	住所	実施日時	地図座標		会場名	行政区	住所	実施日時	地図座標
1	大戸町公会堂	大戸町	藤岡 1711-5	月曜 10：00	4図 B-4	38	根岸公会堂	根岸	根岸 26-1	月曜 13：30	6図 D-5
2	市民ホール	竹田町	藤岡 1567-4	火曜 10：00 (休止日あり)	4図 A-3	39	塚原コミュニティセンター	本郷下中郷	本郷 465-2	水曜 10：00	6図 D-5
3	三丁目町内会館	三丁目	小林 515-18	火曜 10：15	4図 B-2	40	本郷団地集会所	本郷寺別風	本郷 878-1	木曜 13：15	6図 C-5
4	四丁目会館	四丁目	藤岡 539-4	月曜 13：30 火曜 13：30	4図 B-2	41	寺山公会堂		本郷 3261	水曜 10：00	7図 E-1
5	栄町公会堂	栄町	藤岡 548	月曜 9：00	4図 B-2	42	波家田公会堂	本郷波神道	本郷 1887	金曜 13：30	7図 E-1
6	旭町公会堂	旭町	藤岡 641-2	金曜 (第1・3) 13：30	2図 B-5	43	牛田公会堂	川除・牛田	牛田 397-2	火曜 13：30	7図 E-1
7	相生町公会堂	相生町	藤岡 815	木曜 10：00	2図 B-5	44	地域づくりセンター美九里	神田	神田 1976-2	月曜 9：30	7図 E-1
8	古桜町会館	7丁目・古桜町	藤岡 1546-8	月曜 9：00	4図 A-2	45	矢場公会堂	矢場	矢場 696-2	水曜 9：30	7図 E-1
9	鷹匠町会館	鷹匠町	藤岡 1548	水曜 10：00	4図 A-2	46	保美公会堂	保美	保美 130-1	金曜 10：00	7図 E-2
10	宮本町公会堂	宮本町	藤岡 884	月曜 9：30	4図 A-1	47	三本木公会堂	三本木	三本木 647	木曜 (第2・4) 9：30	7図 D-1
11	緑町コミュニティセンター	緑町	藤岡 1165	木曜 10：00 金曜 9：45	3図 E-1	48	高山下組公会堂	高山下・中・上	高山 180-4	木曜 9：00	7図 D-1
12	芦田町公会堂	芦田町	藤岡 2390-2	火曜 9：30	3図 E-5	49	高山中組公会堂		高山 576	火曜 10：00	7図 D-2
13	総合学習センター		藤岡 1485	月曜 10：00 19：00 (第1月曜休)	3図 E-3	50	高山上組公会堂		高山 1219-3	金曜 10：00	7図 C-2
14	小林公会堂	小林南・北	小林 838-1	木曜 10：00	4図 C-5	51	本郷田中公会堂	本郷田中	本郷 737-10	金曜 9：30	4図 A-5
15	上戸塚青年会館	上戸塚	上戸塚 464-1	水曜 9：30	4図 D-2	52	西平井公会堂	西平井	西平井 1102-6	金曜 10：00	7図 D-1
16	下栗須公会堂	下栗須	下栗須 956-2	火曜 13：30	2図 C-3	53	東平井公民館	東平井	東平井 1088-1	水曜 14：00	7図 D-1
17	岡之郷上郷・新田公会堂	岡之郷上郷	岡之郷 1150-3	金曜 13：00	2図 E-2	54	鮎川公会堂	鮎川	鮎川 555-1	火曜 9：30	6図 B-5
18	岡之郷下郷公会堂	岡之郷下郷	岡之郷 719-3	水曜 10：00	6図 E-2	55	地域づくりセンター平井	緑埜	緑埜 738-1	木曜 10：00	6図 B-5
19	温井公会堂	岡之郷温井	岡之郷 25	水曜 14：00	6図 D-2	56	白石公民館	白石	白石 757	水曜 9：50	6図 B-4
20	森公会堂	森	森 159	水曜 10：00 木曜 10：00	6図 D-1	57	三ツ木公会堂		三ツ木 471	月曜 10：00	6図 A-3
21	立石南公会堂	立石南	立石 278-2	水曜 13：30	6図 D-2	58	北原公会堂		白石 1240	金曜 10：00	6図 B-3
22	立石北公会堂	立石北	立石 1467	火曜 10：00	6図 D-1	59	金井公会堂	金井	金井 199	木曜 13：30	7図 D-1
23	立石新田公会堂	立石新田	立石新田 3	月曜 13：30	6図 E-1	60	地域づくりセンター日野	下日野	下日野 2271-3	木曜 10：00	7図 C-2
24	中島公会堂	中島	中島 357-1	水曜 13：30	6図 D-1	61	鹿島住民センター	上日野	下日野 3054-1	水曜 10：00	7図 B-2
25	森新田公会堂	森新田	森新田 314	月曜 9：20	6図 C-1	62	上町コミュニティセンター	上町・三杉町・鬼石相生町	鬼石 56	木曜 10：00	5図 D-4
26	中下公会堂	中下	中 234-2	木曜 9：30	6図 C-2	63	三杉町コミュニティセンター		鬼石 651	火曜 13：20	5図 D-4
27	上栗須公会堂	上栗須	上栗須 281	木曜 13：30	1図 D-1	64	地域づくりセンター鬼石	中町・本町	鬼石 170-1	月曜 13：00 金曜 10：00	5図 D-2
28	上大塚東組集会所	上大塚	上大塚 354-5	火曜 10：00	3図 C-3	65	中町コミュニティセンター		鬼石 89-3	水曜 14：00	5図 D-3
29	上大塚南組集会所		上大塚 1619-8	火曜 13：30	3図 B-3	66	鬼石保健福祉センター		鬼石 139-1	火曜 13：30	5図 E-3
30	上大塚新田公会堂		上大塚 243-12	金曜 13：30	3図 C-4	67	諏訪コミュニティセンター	宮本・諏訪	鬼石 915-1	水曜 10：00	7図 E-3
31	駒形集会所		藤岡 2235-1	水曜 10：00	6図 C-5	68	宇塩山村活性化センター	浄法寺八塩・宇塩・根際	浄法寺 635-1	木曜 13：30	7図 E-2
32	中大塚団地集会所	中大塚	中大塚 398	木曜 13：30	3図 C-2	69	根際コミュニティセンター		浄法寺 1817	水曜 13：30	7図 D-2
33	中大塚公民館		中大塚 1196-2	水曜 13：30	1図 B-5	70	平公民館	浄法寺平	浄法寺 1253-1	木曜 9：00	7図 E-2
34	下大塚集会所		下大塚 49-3	月曜 13：30	1図 C-4	71	小平山村活性化センター	三波川	三波川 106-1	金曜 10：00	5図 B-3
35	本動堂公会堂	本動堂	本動堂 406-2	木曜 13：30	1図 B-2	72	三波川第2コミュニティセンター		三波川 1201-1	木曜 13：00	7図 D-4
36	篠塚公会堂	篠塚	篠塚 352-1	火曜 9：30	1図 C-1	73	妹ヶ谷山村活性化センター		三波川 3528-4	金曜 9：00	7図 B-4
37	上落合長津公会堂	上落合	上落合 401-1	火曜 13：30	6図 B-2	74	旧三波川幼稚園		三波川 2532	月曜 9：00	7図 C-3
						75	大内平集会所		三波川 3023	月曜 10：00	7図 C-3
						76	三波川第3コミュニティセンター		三波川 1817-1	水曜 (第2・4) 13：30	7図 C-4
						77	坂原コミュニティセンター	坂原	坂原 789-1	木曜 9：00	7図 C-5

ミニデイサービス	高齢者の心と体の健康づくりのための交流の場を通して認知症・閉じこもり予防を目的に、地域の公会堂などを会場に月 1 回 2 時間程度のミニデイサービスを行います。
生涯現役塾	高齢者が持っている知識や技術を活かして、講師となったり、高齢者自身が受講生となり、講座を開催します。講座終了後も自主活動としての活動を支援します。
高齢者自立センター事業	要支援認定を受けている人および事業対象者にデイサービス、ホームヘルプなどを行います。

高齢者福祉

問 元気長寿課 ☎ 40-2809 ・ 鬼石総合支所 鬼石振興課 ☎ 52-3111

事業名	事業内容	対象者
元気サポートセンターふじの花	地域や多世代間の交流の場であり、高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりのための福祉施設です。入浴や健康相談、レクリエーションなどの事業を行っています。 住所：中栗須 531 ☎ 22-6475	〈市内居住者〉 65 歳以上 100 円 一般 400 円 未就学児 無料 障害のある人 100 円 小・中学生 100 円 〈市外の人〉 65 歳以上 300 円 一般 600 円 未就学児 無料 障害のある人 200 円 小・中学生 300 円 ※身分証をご持参ください
ふじじい・藤寿クラブ (老人クラブ)	高齢者の方がより楽しく有意義な生活を送るために組織された団体です。健康・友愛・奉仕をモットーに軽スポーツや友愛活動など、さまざまな活動を行っています。	おおむね 60 歳以上の方
敬老祝金	長寿を祝福し、敬老の意を表するため、敬老祝金を支給します。	80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、101 歳以上の方 (その年の 3 月 1 日から 9 月 1 日まで本市に居住し、住民登録のある方)
金婚祝い	結婚 50 周年を迎えられたご夫婦を対象に記念品を贈呈します。	市内在住で結婚 50 周年を迎えるご夫婦
百寿表彰	100 歳を迎えられた人に長寿を祝い、慶状と祝金を贈ります。	満 100 歳になられた方 (満 100 歳の誕生日において、本市に 6 カ月以上居住し、住民登録のある方)

生活保護

問 福祉課 ☎ 40-2393

高齢でどこも雇ってくれない、病気で仕事ができない、生活費に充てる資産もない。

生活保護は、がんばっても経済的自立ができなく生活に困窮している場合に、国が法律に基づいて最低限度の生活を保障し、自立に向けた援助を行う制度です。

生活に困っている人は、地区の民生委員もしくは福祉課へ相談してください。

